

コンピュータチェックに関する公開 ～更新／試行的公開～

(説明資料)

【説明内容】

1 コンピュータチェックに関する公開の更新について

- (1) 更新事例の概要及び更新日
- (2) これまでの公開（更新）及び事例数
- (3) コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容
- (4) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

2 コンピュータチェックに関する試行的公開について

- (1) 試行的公開に至った経緯
- (2) 実施概要
- (3) 事例数
- (4) 公開形式（イメージ）
- (5) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

【説明内容】

1 コンピュータチェックに関する公開の更新について

- (1) 更新事例の概要及び更新日
- (2) これまでの公開（更新）及び事例数
- (3) コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容
- (4) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

2 コンピュータチェックに関する試行的公開について

- (1) 試行的公開に至った経緯
- (2) 実施概要
- (3) 事例数
- (4) 公開形式（イメージ）
- (5) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

更新事例の概要及び更新日

コンピュータチェックに関する公開基準

- コンピュータチェック公開事例の更新については、公開基準において「診療報酬改定等の取扱いが変更となった場合は、適宜公開事例の変更等を行う。」と示しております。

更新事例の考え方

- 今回の更新は、既公開事例のうち、令和2年度診療報酬改定により診療報酬等の取扱いが変更となった事例等を更新しております。

医科事例

既に支払基金のホームページに公開している事例のうち、令和2年度診療報酬改定等に伴い、診療行為の名称が変更となった事例や診療行為が廃止となった事例など、公開している内容に変更が生じる事例

医薬品事例

既に支払基金のホームページに公開している事例のうち、前回更新以降、薬価基準に新規収載又は廃止された医薬品であって、添付文書上、投与日数が定められた医薬品及び添付文書上、最大投与量が定められた医薬品（適宜増減除く。）の事例

更新日

令和2年10月27日（火）

【参考】コンピュータチェックに関する公開基準

○ コンピュータチェック公開に関する基本的考え方

支払基金では、審査業務の効率化と質の向上を図るために、診療報酬点数表等に定められた算定ルール等をコンピュータに反映し、保険医療機関（医科・歯科）及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）から請求されたレセプトの診療内容に疑義が生じた項目等についてチェック（コンピュータチェック）を実施している。今般、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関等からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関等あるいは保険者における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、コンピュータチェックを公開する。ただし、コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではない。

1 公開の内容（公開事例）

コンピュータチェックを公開する。ただし、次の(1)から(5)までの条件に該当する事例については、保険医療機関等の請求に問題が生じないよう慎重に検討する。

(1) レセプトの摘要欄の記載事項について確認を要するもの

例:診療行為又は調剤行為の必要理由の摘要欄への記載等、コンピュータでチェックできない摘要欄記載事項の確認等

(2) コンピュータチェック後、更に診療行為等から医学（薬学）的に判断を要するもの

例:診療行為の算定可否に係る前提条件（「同時」、「一連」、「短期間」等）の判断等

(3) 診療行為又は医薬品の適応に関するもの

例:医薬品の効能・効果に対する適応傷病名の判断等

(4) 医薬品の用法・用量に関するもの

例:症状等により用法・用量（「適宜増減」、「投与期間」等）の医学（薬学）的な判断等

(5) その他

例:医薬品に関する禁忌使用、上記(1)から(4)までの組合せ等

2 公開の方法

事前に関係団体へ説明を行い、了解を得た上で、順次支払基金ホームページにて公開する。

3 公開後の検証

公開後は、請求状況や審査結果の影響等について検証する。

4 公開事例の更新

次の(1)から(5)までにより、診療報酬等の取扱いが変更となった場合は、適宜公開事例の変更等を行う。

(1) 診療報酬改定

(2) 診療報酬算定告示、留意事項通知等の取扱いに係る厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（疑義解釈）

(3) 審査情報提供事例又は支払基金が公表している「審査の一般的な取扱い」の見直し等

(4) 医学（薬学）的見解の見直し等

(5) 公開後の検証結果、各関係団体からの意見等による見直し等

【説明内容】

1 コンピュータチェックに関する公開の更新について

- (1) 更新事例の概要及び更新日
- (2) これまでの公開（更新）及び事例数
- (3) コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容
- (4) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

2 コンピュータチェックに関する試行的公開について

- (1) 試行的公開に至った経緯
- (2) 実施概要
- (3) 事例数
- (4) 公開形式（イメージ）
- (5) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

これまでの公開（更新）及び事例数

更新による増減数（事例数）

<凡例> 事例数：診療行為、医薬品及び特定保険医療材料とチェックの組合せ数（参考：「コンピュータチェック対象事例」等のレコード数）

区分	H30.3.20 (初回公開)	H31.1.29 (更新)	R1.11.25 (更新)	R2.10.27 (更新)
医科	78,753	(+3,339) 82,092	(▲2,824) 79,268	(▲1,769) 77,499
歯科	3,514	(+118) 3,632	(▲335) 3,297	(+226) 3,523
調剤	1,157	(+63) 1,220	(▲107) 1,113	(+29) 1,142
最大投与量	2,745	(+74) 2,819	(▲187) 2,632	(+744) 3,376
投与日数	50	(+1) 51	(+1) 52	(▲4) 48
合計	86,219	(+3,595) 89,814	(▲3,452) 86,362	(▲774) 85,588
概要	関係者から理解が得られやすい 算定ルールを主に公開	既公開事例について、H30年 度診療報酬改定によるメンテ ナンスを実施 (マスターが廃止された事例について、変更区分 に廃止を設定)	H30年度診療報酬改定等による新規事例の追加及び前回更新時に廃止した事例の削除	R2年度診療報酬改定等によるメンテナンス及び前回更新時に廃止した事例の削除

※ カッコ内は、前回からの増減数

【説明内容】

1 コンピュータチェックに関する公開の更新について

- (1) 更新事例の概要及び更新日
- (2) これまでの公開（更新）及び事例数
- (3) コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容
- (4) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

2 コンピュータチェックに関する試行的公開について

- (1) 試行的公開に至った経緯
- (2) 実施概要
- (3) 事例数
- (4) 公開形式（イメージ）
- (5) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容

医科事例

凡例

赤字：変更箇所

更新前

(CSV形式→Excelファイルで開いたイメージ図)

マスターコード	名称	チェック対象	チェック観点	チェック内容	参照範囲	根拠	チェック根拠	事例コード	公開年月日	変更区分	予備1	予備5
160214210	迅速細胞診（検査中の場合）（1検査につき）	医科診療行為	対象外算定	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の算定日以外に、迅速細胞診（検査中の場合）が算定された場合にチェックを実施。	単月 (省略)	医科診療報酬点数表	迅速細胞診（検査中の場合）は、気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合に算定するとされています。	48SJ990424304	20191125	3		(省略)
160214310	迅速細胞診（検査中の場合）（1検査につき） （デジタル病理画像）	医科診療行為	対象外算定	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の算定日以外に、迅速細胞診（検査中の場合）が算定された場合にチェックを実施。	単月	医科診療報酬点数表	迅速細胞診（検査中の場合）は、気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合に算定するとされています。	48SJ990424304	20191125	3		

更新後

(CSV形式→Excelファイルで開いたイメージ図)

マスターコード	名称	チェック対象	チェック観点	チェック内容	参照範囲	根拠	チェック根拠	事例コード	公開年月日	変更区分	予備1	予備5
160214210	迅速細胞診（検査中の場合）（1検査につき）	医科診療行為	対象外算定	気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法）又は内視鏡検査（超音波内視鏡下穿刺吸引生検法）の算定日以外に、迅速細胞診（検査中の場合）が算定された場合にチェックを実施。	単月 (省略)	医科診療報酬点数表	迅速細胞診（検査中の場合）は、気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）又は内視鏡検査（肺癌又は胃粘膜下腫瘍が疑われる患者に対して超音波内視鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合に算定するとされています。	48SJ990424304	20191125	5		(省略)
160214310	迅速細胞診（検査中の場合）（1検査につき） （デジタル病理画像）	医科診療行為	対象外算定	気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法）又は内視鏡検査（超音波内視鏡下穿刺吸引生検法）の算定日以外に、迅速細胞診（検査中の場合）が算定された場合にチェックを実施。	単月	医科診療報酬点数表	迅速細胞診（検査中の場合）は、気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）又は内視鏡検査（肺癌又は胃粘膜下腫瘍が疑われる患者に対して超音波内視鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合に算定するとされています。	48SJ990424304	20191125	5		

【参考】コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書

別表2 チェック観点。

項目名	区分	内容
チェック観点	回数	診療報酬点数表等において「〇〇に●●回を限度として算定する（に限り算定する）」等、算定単位ごとの算定回数が示されている事例。
	対象外算定	診療報酬点数表等において「〇〇に加算する」「〇〇した場合に●●を算定する」「〇〇を算定している患者に算定する」等と示されその要件を満たしていない事例。
	背反	診療報酬点数表等において「〇〇を算定した場合には●●は算定できない」「同時に算定できない」「主たるもののみ算定する」等と示されている事例。ただし、「〇〇を算定した場合には●●に含まれ■は算定できない」等、「含まれ」等の包括規定が記載されている場合は「包括」を優先する。
	包括	診療報酬点数表等において「含む」及び「含まれる」等と示されている事例。
	用法・用量	医薬品の添付文書（用法・用量）において「〇〇年に●●回■mg投与する」「投与期間は〇〇週間とする」等記載されている事例。
	数量	材料価格基準等において「〇〇を限度として算定する」「〇〇につき●●個のみ算定する」等示されている事例。
	医学的必要性	医学（薬学）的見解に基づき、情報提供する審査の一般的取扱い等の事例。
	その他	上記の観点に該当しない事例。

別表4 根拠。

項目名	区分	内容
根拠	医科診療報酬点数表	医科診療報酬点数表及び告示・通知を根拠とする事例。
	歯科診療報酬点数表	歯科診療報酬点数表及び告示・通知を根拠とする事例。
	調剤報酬点数表	調剤報酬点数表及び告示・通知を根拠とする事例。
	診断群分類点数表	診断群分類点数表及び告示・通知を根拠とする事例。
	療養担当規則	保険医療機関及び保険医療養担当規則を根拠とする事例。
	医薬品添付文書	医療用医薬品添付文書を根拠とする事例。
	材料価格基準	特定保険医療材料及びその材料価格を根拠とする事例。
	厚生労働省事務連絡	厚生労働省事務連絡（疑義解釈資料等を含む。）を根拠とする事例。
	審査情報提供事例	審査情報提供事例に関する事例。

別表5 変更区分。

項目名	区分	内容
変更区分	0：前回公開と同一内容	前回公開時と同一内容の事例。
	1：抹消	設定しない。
	3：新規	今回の公開で新規に追加した事例。
	5：変更	今回の公開で変更した事例。
	9：廃止	今回の公開で廃止した事例。

【参考】告示・通知

凡例

赤字：変更箇所

医科診療報酬点数表（平成30年4月版）

N003-2 迅速細胞診

迅速細胞診は、手術又は気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術又は1検査につき1回算定する。

医科診療報酬点数表（令和2年4月版）

N003-2 迅速細胞診

迅速細胞診は、手術、気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）又は内視鏡検査（肺癌又は胃粘膜下腫瘍が疑われる患者に対して超音波内視鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又はリンパ節穿刺液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術又は1検査につき1回算定する。

コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容

凡例

赤字：変更箇所

最大投与量（医薬品）

成分名：タモキシフェンクエン酸塩

更新前

(CSV形式→Excelファイルで開いたイメージ図)

8 品 目	マスターコード	名称	チェック対象	チェック観点	チェック内容	参照範囲	根拠	チェック根拠	事例コード	公開年月日	変更区分	予備1	予備5
		620003593	ノルバデックス錠10mg	医薬品	用法・用量	医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。	単突	医薬品添付文書	医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。	48IY00X2XX000	20180320	0	
	§												
	622041701	タモキシフェン錠20mg「明治」	医薬品	用法・用量	医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。	単突	医薬品添付文書	医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。	48IY00X2XX000	20180320	0		

【薬価基準収載品】

タモキシフェン錠10mg「DSEP」
タモキシフェン錠20mg「DSEP」

更新後

(CSV形式→Excelファイルで開いたイメージ図)

10 品 目	マスターコード	名称	チェック対象	チェック観点	チェック内容	参照範囲	根拠	チェック根拠	事例コード	公開年月日	変更区分	予備1	予備5
		620003593	ノルバデックス錠10mg	医薬品	用法・用量	医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。	単突	医薬品添付文書	医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。	48IY00X2XX000	20180320	0	
	§												
	622041701	タモキシフェン錠20mg「明治」	医薬品	用法・用量	医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。	単突	医薬品添付文書	医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。	48IY00X2XX000	20180320	0		
	622671201	タモキシフェン錠10mg「DSEP」	医薬品	用法・用量	医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。	単突	医薬品添付文書	医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。	48IY00X2XX000	20201027	3		
	622671301	タモキシフェン錠20mg「DSEP」	医薬品	用法・用量	医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。	単突	医薬品添付文書	医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。	48IY00X2XX000	20201027	3		

【参考】医薬品添付文書

ノルバデックス錠10mg

【効能・効果】

乳癌

【用法・用量】

ノルバデックス錠10mgの場合：
通常、成人にはタモキシフェンとして1日20mgを1～2回に分割経口投与する。
なお、症状により適宜増量できるが、1日最高量はタモキシフェンとして40mgまでとする。

ノルバデックス錠20mgの場合：
通常、成人には1錠(タモキシフェンとして20mg)を1日1回経口投与する。
なお、症状により適宜増量できるが、1日最高量は2錠(タモキシフェンとして40mg)までとする。

タモキシフェン錠10mg「DSEP」

【効能・効果】

乳癌

【用法・用量】

タモキシフェン錠10mg「DSEP」の場合：
通常、成人にはタモキシフェンとして1日20mgを1～2回に分割経口投与する。
なお、症状により適宜増量できるが、1日最高量はタモキシフェンとして40mgまでとする。

タモキシフェン錠20mg「DSEP」の場合：
通常、成人には1錠(タモキシフェンとして20mg)を1日1回経口投与する。
なお、症状により適宜増量できるが、1日最高量は2錠(タモキシフェンとして40mg)までとする。

【説明内容】

1 コンピュータチェックに関する公開の更新について

- (1) 更新事例の概要及び更新日
- (2) これまでの公開（更新）及び事例数
- (3) コンピュータチェック対象事例ファイルの更新内容
- (4) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

2 コンピュータチェックに関する試行的公開について

- (1) 試行的公開に至った経緯
- (2) 実施概要
- (3) 事例数
- (4) 公開形式（イメージ）
- (5) 支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

支払基金ホームページの掲載方法（イメージ）

支払基金HPの展開

1 「診療報酬の請求支払」タブをクリック



2 「コンピュータチェックに関する公開」をクリック

コンピュータチェックに関する公
開

(省略)

3 「コンピュータチェック対象事例」ファイル掲載

コンピュータチェック対象事例

コンピュータチェック対象事例については、以下からダウンロードできます。

※コンピュータチェック対象事例の診療内容の適否については、審査委員会の医学的判断により決定されています。

公開（更新）日	コンピュータチェック対象事例	事例数	お知らせ
2019年11月25日	コンピュータチェック対象事例 (ZIP:1.166KB)	86,362	更新内容 (PDF:71KB)
2019年1月29日	コンピュータチェック対象事例 (ZIP:1.102KB)	89,814	更新内容 (PDF:70KB)
2018年3月20日	コンピュータチェック対象事例 (ZIP:1.126KB)	86,219	公開内容 (PDF:61KB)

①コンピュータチェック対象事例
②更新内容を追加

コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書

公開（更新）日	コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書	お知らせ
2019年1月29日	コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書 (PDF:131KB)	変更内容 (PDF:113KB)
2018年3月20日	コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書 (PDF:130KB)	